

令和9年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に兵庫県（以下「県」という。）の本庁が調達する用品単価契約に係る事務用共通封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定める。

(広告の仕様)

第2条 県封筒の仕様、広告の掲載位置、規格、掲載期間等は、別記のとおりとする。

(広告掲載権者の募集)

第3条 県は、県封筒に広告を掲載する権利を公募により決定した企業・団体に有償で付与する。

- 2 前項により決定する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができるものとする。
- 3 広告掲載権者の募集は、兵庫県ホームページ及び兵庫県公報に要領等を掲載することにより行うものとする。

(広告掲載料)

第4条 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 広告掲載権者（前条第2項ただし書の場合にあつては、申込書に記載された代表となる企業・団体）は、県が別に指定する日までに、県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- 3 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還するものとする。

(申込み)

第5条 広告掲載を希望する企業・団体は、次の各号に掲げる書類を県に提出するものとする。

- (1) 兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）
 - (2) 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）
 - (3) 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類
 - (4) 次条第1号から第5号までの規定に該当しないことの誓約書（様式第2号）
- 2 第3条第2項ただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出するものとする。
 - 3 第1項の書類の提出は、令和8年10月7日（水）から同月28日（水）まで（土曜

日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参又は郵送(令和8年10月28日(水)必着)により提出するものとする。

4 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、企業・団体が負担する。

(広告掲載権者の要件)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

(広告の掲載基準)

第7条 県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、県への信頼を損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載することができないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

（広告掲載権者の決定）

第8条 県は、応募のあった企業・団体のうち、前条に規定する広告の掲載基準に合致し、かつ、第4条第1項に規定する広告掲載料の応募に係る最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。

2 最高価格の広告掲載料を提示した者が2者以上のときは、抽選により決定する。

3 県は、第1項の決定において、適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことができる。

4 県は、決定の結果を速やかに応募のあった企業・団体に通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と本庁事務用共通封筒への広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（広告内容の修正）

第10条 県は、広告掲載権者が第5条第1項第2号の規定により提出した広告デザイン原稿について、必要に応じて修正を求めることができる。

2 広告掲載権者は、前項の規定により広告デザイン原稿の修正を求められた場合は、必要な修正を行い、県の指示により速やかに再提出しなければならない。

（広告掲載権者の責務）

第11条 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

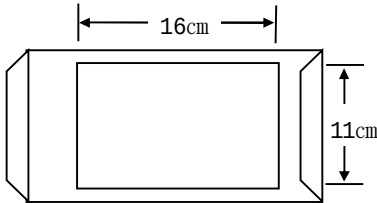
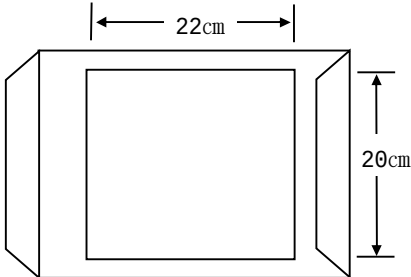
2 広告掲載権者が第6条の規定に違反し、又は掲載する広告が第7条の規定に違反することが判明した場合は、県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、県封筒への広告掲載に関して必要な事項は、県が別に定める。

(別記)

1 県封筒の仕様（本庁の単価契約用品）

封筒の種類	長形 3 号（定型）	角形 2 号（A 4 判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内 × 横16cm以内） 	裏面（縦20cm以内 × 横22cm以内） 
	広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。	
広告刷り色	黒 1 色	黒 1 色
その他	枠外に次の旨を表記する。 「（広告内容に関するお問合せ先）〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号） 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

（参考）過去の発注実績

年 度	長形 3 号（定型）	角形 2 号（A 4 判）
令和 3 年度	287.0千枚	307.0千枚
4 年度	262.0千枚	273.0千枚
5 年度	180.0千枚	200.0千枚
6 年度	168.0千枚	188.0千枚
7 年度	110.0千枚	90.0千枚

2 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民、企業等

3 広告の掲載期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの期間において、本庁各課室が用品単価契約により調達する県封筒に掲載する。

なお、県封筒の在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

- (1) 令和 9 年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
- (2) 令和 9 年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。